

平成 24 年 3 月 23 日

転換社債型新株予約権付社債をお持ちの皆様へ

更 生 会 社 エルピーダメモリ株式会社  
管 財 人 坂 本 幸 雄  
管財人弁護士 小 林 信 明

転換社債型新株予約権付社債をお持ちの皆様への  
お詫びとお知らせ

謹啓 平素は弊社事業に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

この書面は、以下の表の転換社債型新株予約権付社債をお持ちの皆様（以下「皆様」といいます。）に、皆様の権利が、今後の弊社の会社更生手続の中でどのように取り扱われ、皆様が何をすれば良いのかについて、お知らせするものです。

銘柄	ISIN コード	発行年月日	残高	利率
130%コールオプション条項付第 2回無担保転換社債型新株予約 権付社債 (期中償還請求権及び転換社債型 新株予約権付社債間限定同順位 特約付)	JP316764 PAA2	平成 22 年 10 月 26 日	600 億円	年 0.50%
130%コールオプション条項付第 3回無担保転換社債型新株予約 権付社債 (期中償還請求権及び転換社債型 新株予約権付社債間限定同順位 特約付)	JP316764 PB87	平成 23 年 8 月 1 日	275 億円	年 0.70%

皆様がお持ちの転換社債型新株予約権付社債に関しては、株式会社あおぞら銀行（以下「あおぞら銀行」といいます。）が引き続き社債管理者として、公平かつ誠実に社債の管理を行うことになっています。

## 第1 はじめに

弊社は、平成 24 年 2 月 27 日、東京地方裁判所に、会社更生手続開始の申立てを行い、同年 3 月 23 日、同裁判所より会社更生手続開始の決定を受けました。これに伴い、皆様にご迷惑、ご心配をお掛けしたことにつきまして、心よりお詫び申し上げます。弊社は、今後、東京地方裁判所及び調査委員である土岐敦司弁護士の監督の下で、適正に会社更生手続を遂行し、事業再生を果たす所存です。

以下、簡潔に、今後の会社更生手続の流れ及び皆様において必要となる対応の概要について、ご説明させていただきます。末尾の Q & A もご参照ください。

## 第2 今後の会社更生手続の流れ及び皆様において必要となる対応の概要

会社更生手続とは、裁判所から選任された管財人が、裁判所の監督下で事業を継続しながら会社を再建する手続です。

そして、大変申し訳ございませんが、会社更生手続においては、弊社に対する債権者（皆様を含みます。）及び株主の権利が制限されます。

例えば、会社更生法に基づき、皆様が**お持ちの債権（お持ちの転換社債型新株予約権付社債）**については、**弊社への支払請求等が一旦禁じられます（新株予約権につきましても、社債の期限の利益を喪失したため、行使できないこととなっております。）**。

今後の手続は、概要、①債権届出、②更生計画案の可決・更生計画の認可、及び③更生計画に基づく弁済となります。

なお、転換社債型新株予約権付社債につきましては、平成 24 年 2 月 28 日付で東京証券取引所において上場廃止となっておりますが、当面の間は、株式会社証券保管振替機構での取扱が継続される見込みです。

### ① 債権届出

債権者の方々が会社更生手続に参加し、更生計画に基づく弁済を受けるためには、一般的には、その保有する債権について裁判所に届出を行って頂く必要があります。しかしながら、皆様が**お持ちの転換社債型新株予約権付社債**に関しては、**社債管理者であるあおぞら銀行が皆様のために届出をする予定ですので、皆様ご自身が届出をする必要はありません。**

### ② 更生計画案の可決・更生計画の認可

管財人は、皆様を含む債権者の方々の債権について、いつ、いくらお支払いするかを定める更生計画案を作成し、債権者の方々から更生計画案に対する賛否について投票頂くこととなります。もともと、皆様が**お持ちの転換社債型新株予約権付社債**に関しては、あおぞら銀行が、更生計画案の提出後投票期限までの間に社債権者集会を開催して皆様の授権を受けて、一括して投票することが予定されています。すなわち、皆様が社債権者集会に直接出席して又は事前にあおぞら銀行に書面を提出して賛否の意思を表明し、あおぞら銀

行への授權決議が成立した場合には、皆様ご自身で更生計画案について投票頂くのではなく、あおぞら銀行が一括して更生計画案への投票を行うこととなります。

社債権者集会が開催される時期は、更生計画案が裁判所に提出された後、更生計画案への投票期限前（管財人が裁判所に更生計画案を提出する期限は現在平成 24 年 8 月 21 日）を予定しておりますが、現時点では具体的な時期は未定です。今後、開催が決定した場合には、事前に、皆様にご連絡がなされる予定です。

更生計画案について、債権者の方々から必要な賛成が得られた場合、裁判所が更生計画を認可するか否かを判断します。

### ③ 更生計画に基づく弁済

更生計画が認可されると、同計画の定めに従い、皆様に対する弁済が行われます。いつ、いくらお支払いするか等の詳細は、更生計画に定められるため、現時点では未定です。更生計画案の内容は、管財人がこれを裁判所に提出した後に、皆様にご連絡がなされる予定です。

## 第3 お問い合わせ先

今後の手続についてのお問い合わせは、以下のお問い合わせ先までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

**社債管理者 株式会社あおぞら銀行**

エルピーダメモリ社発行転換社債型新株予約権付社債担当窓口

電話番号 03-4520-2579

※受付時間：9:00～17:00（土・日・祝日および12/31～1/3等を除く）

## 第4 最後に

これまで関係者の皆様からご支援を頂いていたにもかかわらず、会社更生手続開始の申立てに至ったことを、改めて衷心よりお詫び申し上げます。

弊社は、今後、裁判所及び調査委員の監督下で、適正に会社更生手続を遂行してまいります。

皆様には、今後もあおぞら銀行と協力し、必要なタイミングで、必要な情報を、できる限り提供するよう努めてまいります。

つきましては、勝手を申し上げ誠に恐縮ながら、何卒ご海容賜り、今後とも、従前と変わらぬご支援、ご協力を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

謹白

## 転換社債型新株予約権付社債に関するQ&A

Q 1 今後の更生手続はどうか。

A 1 今後の手続は一般的には、更生手続開始決定 → 債権届出 → 更生計画案の裁判所への提出 → 社債権者集会 → 更生計画案への投票 → 更生計画案の可決 → 更生計画の認可 → 更生計画に基づく弁済、という手続が想定されます。

債権届出期間は平成 24 年 5 月 21 日まで、管財人による更生計画案の提出期限は平成 24 年 8 月 21 日の予定ですが、社債権者集会の開催時期等に関しては、現時点では具体的なスケジュールは未定です。

Q 2 社債権者として必要な手続は。

A 2 まず、債権届出は、社債管理者であるあおぞら銀行が、社債権者のために一括して転換社債型新株予約権付社債の総額にて債権届出手続を行う予定ですので、社債権者の皆様が、個別に届出をする必要はありません。

管財人が更生計画案を裁判所に提出した後、社債権者集会の開催が予定されておりますので、その際には社債権者の皆様にご参加頂きたく存じます。社債権者集会には、直接会場にお越し頂く方法のほか、事前に議決権行使の書面をご提出頂く方法によっても、参加することが可能です。

Q 3 社債権者集会はいつ開催されるのか。

A 3 管財人が更生計画案を裁判所に提出した後、あおぞら銀行により更生計画案の可否に係る社債権者集会が開催されることが予定されています。現時点では具体的な手続、スケジュールについて決まっておりませんが、決定され次第、ご連絡がなされる予定です。

Q 4 社債の弁済は、いつ、いくら受けられるのか。

A 4 社債権者の皆様に、いつ、いくらお支払いできるかは、更生計画によって定めることとなります。申し訳ございませんが、現時点ではその内容は未定となっております。

Q 5 今後の手続はどこに問い合わせればよいのか。

A 5 今後の手続につきましてあおぞら銀行、その他お取引口座に関しては取扱証券会社等の窓口へお問い合わせください。

また、今後の手続の中には、皆様が取扱証券会社等を通じて行って頂くことが必要となるものや証券会社ごとに取扱い（必要書類や費用等）が異なる場合があります。その際には、具体的な手続等については、証券会社等にご確認頂くことが必要となる場合もあり得ますので、ご注意ください。

以上